

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程

平成16年4月1日

自機規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）に基づき、就業規則第3条が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、職員から申出があった場合において、別に定める基準に該当するときは、当該職員の指定する銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金又は貯金に振り込むことによって支給する。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の本給には、第29条の規定による本給の調整額を含む。

3 第1項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、衛生管理者手当、特地勤務手当、準特地勤務手当及び初任給調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当

たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

3 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの給与の支給日に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 一般職本給表(一) (別表第1)

二 一般職本給表(二) (別表第2)

三 研究教育職本給表 (別表第3)

四 研究教育職本給年俸表 (別表第4)

3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

一 第1号の適用を受ける者 技術職員、事務職員(次号に規定する者を除く。)

二 第2号の適用を受ける者 事務職員のうち、自動車運転員又は環境保全員

三 第3号の適用を受ける者 研究教育職員

四 第4号の適用を受ける者 研究教育職員のうち、別に定める者

4 第2項第1号から第4号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

(研究教育職本給年俸表の適用を受ける者の給与)

第5条の2 前条第2項第4号の適用を受ける者の給与については、別に定める。

(本給の訂正方法)

第6条 職員の給与が第5条の規定に合致しないと認めるときは、その本給を訂正することができる。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇級及び降級)

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇級基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇級させることができる。

2 勤務成績が良くない等別に定める降級基準に該当した者は、1級下位の級に降級させることができる。

3 職員を昇級又は降級させる場合のその者の本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、第11条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの）にあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの）にあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

（昇給の範囲）

第10条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（昇給の時期）

第11条 第9条に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。ただし、機構が特に認めた場合には、この限りではない。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（次の各号に掲げる者（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
 - 一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者
 - 二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
 - 三 研究教育職本給年俸表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これら

の日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合にはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、一般職(一) 9級以上職員以外の職員から一般職(一) 9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一) 9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一) 9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。) で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一) 9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。) で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職(一) 9級以上職員が一般職(一) 9級以上職員以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職(一) 8級職員等が一般職(一) 8級職員等及び一般職(一) 9級以上職員以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一) 9級以上職員以外の者が一般職(一) 9級以上職員となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一) 8級職員等及び一般職(一) 9級以上職員以外の者が一般職(一) 8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定による管理職手当は、次に掲げる本給表の別並びに職務の級及び職務区分に応じて、次に定める額とする。(平成22年12月1日から施行する附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)

一 一般職本給表(一)

職務の級	職務区分	管理職手当の額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
8級	I種	116,900円
	II種	94,000円
	V種	58,600円
	VI種	46,800円
7級	II種	88,500円
	V種	55,400円
	VI種	44,300円
6級	II種	83,100円
	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
	VI種	41,500円
5級	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円
	VI種	39,700円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円
	VI種	37,100円

二 研究教育職本給表及び研究教育職本給年俸表

職務の級	職務区分	管理職手当の額
5級	II種	106,900円

	Ⅲ種	93,500円
	Ⅳ種	80,200円
	Ⅴ種	66,800円
	Ⅵ種	53,400円
4級	Ⅴ種	57,300円
	Ⅵ種	43,900円
2級	Ⅵ種	30,000円

3 管理職手当の額は、別に定める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額
の100分の25を超えないものとする。

4 管理職手当には、勤務が深夜（22時から翌5時）に及んだ場合における割増賃金相
当額を含むものとする。

5 前4項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別調整手当）

第14条 特別調整手当は、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 特別調整手当の月額は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、別に定め
る支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額
とする。

3 前2項に規定するもののほか、特別調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（広域異動手当）

第14条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事
業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」と
いう。）につき別に定めるところにより算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に
在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の
距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直
前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下こ
の項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場
との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考
慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当する
と認められる場合として機構が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等
の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に
当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割
合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の
期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場
合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として機構が定め
る場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
 - 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 機構が定める者から引き続き職員となった者（雇用の事情等を考慮して機構が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして機構が定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつたものには、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前4項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当)
- 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（自然科学研究機構宿舎規程及び国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎等（以下「機構の指定した宿舎」という。）を貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（機構の指定した宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
- 一 前項第1号に掲げる職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超え

るときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

二 前項第2号に掲げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員にあっては、別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5

5, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額), 第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 事業場を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該異動の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員、国家公務員及び地方公務員（以下「国家公務員等」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、

当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前6項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 事業場を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して機構が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員、国家公務員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次の各号に掲げる特殊

勤務手当を支給する。

- 一 高所作業手当
- 二 爆発物取扱等作業手当
- 三 超高地勤務手当
- 四 放射線取扱手当

2 特殊勤務手当を支給される職員の範囲，支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(衛生管理者手当)

第19条 衛生管理者手当は，衛生管理者として命ぜられ，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条の業務を行う者に支給する。

2 衛生管理者手当の月額は，1，200円とする。

(特地勤務手当)

第20条 特地勤務手当は，離島その他生活の著しく不便な地に所在する事業場又は観測所に勤務する職員に支給する。

2 特地勤務手当の月額は，本給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で機構が別に定める。

3 特地勤務手当は，職員の給与が第40条の規定その他法令の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

4 前3項に規定するもののほか，特地勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(準特地勤務手当)

第21条 準特地勤務手当は，前条第1項に規定する地又は機構が指定するこれらに準ずる地に勤務する職員のうち，異動又は事業場の移転により勤務することとなった職員が，その異動に伴って住居を移転した場合に支給する。

2 準特地勤務手当の月額は，本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の4以内を乗じて得た額とする。

3 前条第3項の規定は，準特地勤務手当について準用する。

4 前3項に規定するもののほか，準特地勤務手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(在勤手当)

第22条 在外勤務場所に勤務する国立天文台の職員（在外勤務場所の所在する国以外に生活拠点があつた者に限る。ただし，機構が特に認める場合はこの限りではない。）に，在勤手当を支給する。

2 在勤手当の種類は，在勤基本手当，配偶者同行手当及び子供教育手当とする。

3 在勤基本手当の月額は，次に掲げる基準額に100分の85を乗じて得た額とする。

在勤基本手当の基準額

名称	国, 地域	1号	2号	3号	4号	5号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国, ホノルル	円 568,900	円 505,700	円 442,500	円 379,300	円 328,700
国立天文台チリ観測所	チリ共和国, サンティアゴ	550,000	488,900	427,800	366,700	317,800
国立天文台TMT推進室 (パサデナ)	アメリカ合衆国, ロサンゼルス	628,100	558,300	488,500	418,700	362,900

4 前3項に規定するもののほか、在勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第23条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間、休暇等規程（平成16年自機規程第5号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第9条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間（休日における勤務を含む。）を超えて勤務した全時間（以下「時間外勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の135までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号及び第24条本文で定める

割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 3 前項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（休日給）

第24条 就業規則第24条の規定による休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（休日に当然勤務することになっている交替制勤務者を含む。）が勤務した場合には、その実際に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 前項における休日には、これらの日に準ずるものとして機構が指定する日を含むものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（夜勤手当）

第25条 正規の勤務時間として22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第26条 第23条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、これに対する特別調整手当、広域異動手当、管理職手当、衛生管理者手当、特地勤務手当（扶養手当を基礎として算出した部分は除く。）、準特地勤務手当（扶養手当を基礎として算出した部分は除く。）、初任給調整手当の月額合計額を155で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る1日の額を7.75で除して、前項の規定による額に加算した額とする。

（宿日直手当）

第27条 勤務時間、休暇等規程第12条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき10,400円を支給する。

- 2 前項の勤務のうち、1回の勤務時間が5時間未満の場合（半日直勤務）については、

100分の50を乗じて得た額とする。

3 前項の勤務は、第23条から第25条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第28条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間、休暇等規程第5条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 第13条第2項に規定する職務区分に応じ、同項の規定による勤務1回につき次に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ I種適用職員 12,000円

ロ II種適用職員 10,000円

ハ III種適用職員 8,500円

ニ IV種適用職員 7,000円

ホ V種適用職員 6,000円

二 第2項に規定する場合 第13条第2項に規定する職務区分に応じ、第2項の規定による勤務1回につき次に定める額とする。ただし、第1項の勤務をした後、引き続き第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

イ I種適用職員 6,000円

ロ II種適用職員 5,000円

ハ III種適用職員 4,300円

ニ IV種適用職員 3,500円

ホ V種適用職員 3,000円

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第29条 本給の調整額は、別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 100 分の 25 を超えるときは、本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（初任給調整手当）

第30条 初任給調整手当は、研究教育職本給表の適用を受ける職員の職で、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有するものには月額 $50,600$ 円を、採用の日から35年の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（期末手当）

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給月額に本給の調整額を加えた額（以下「本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表（2）に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額（次表（3）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額）を加算した額）（以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として、（1）に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表（4）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（1）期別支給割合

基準日	職員区分ごとの期別支給割合	
	一般の職員	特定管理職員

6月1日	100分の122.5	100分の102.5
12月1日	100分の137.5	100分の117.5

備考 特定管理職員は、(3) ①及び②の適用を受ける職員（管理職手当の区分Ⅰ種及びⅡ種の適用職員に限る。）をいう。

(2) 職務加算

① 研究教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
研究教育 職本給表	5級の職員	100分の15（別に定める職員に あつては100分の20）
	4級・3級の職員	100分の10（別に定める職員に あつては100分の15）
	2級・1級の職員 （別に定める職員に限る。）	100分の5

② 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職 本給表（一）	8級以上の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職 本給表（二）	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

(3) 管理職の地位にある職員の本給の加算

① 研究教育職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算割合
研究教育職 本給表5級	第13条第2項に規定する職務区分Ⅱ種の職員	100分の15
	同条職務区分Ⅲ種の職員	100分の10

	(特に機構が認めた場合)	
--	--------------	--

② 一般職本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加 算 割 合
一般職本給表 (一) 7級以上	第13条第2項に規定する職務区分Ⅰ種の職員	100分の25
	同上職務区分Ⅱ種の職員	100分の15
	同上職務区分Ⅲ種の職員 (特に機構が認めた場合)	100分の10

(4) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	支 給 割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第35条の規定により解雇された場合（同規則第1号に該当して解雇した職員を除く。）
 - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第41条の規定により懲戒解雇された場合
 - 三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
 - 四 第4項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合
 - 五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程（平成16年自機規程第6号。以下「育児休業等規程」という。）により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 4 機構は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日まで

に退職し、又は解雇されたものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

5 機構は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 機構は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（勤勉手当）

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（第3項に規定する職員を除く。）に対して、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、

又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(前条第2項(2)表に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項(3)表に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額又は加算額を加算した額。)を乗じて得た額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合及び勤務成績に応じて機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額とする。ただし、機構が定める総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	支 給 割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 前条第3項から第6項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において期末手当とあるのは勤勉手当と読み替えるものとする。
- 4 前各項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、水沢地区、乗鞍地区、野辺山地区、六ヶ所地区及び神岡地区に

常時勤務する職員（第34条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者（以下「有給休職者」という。）を含む。）で、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する職員に支給する。ただし、次に該当する者には支給しない。

- 一 本邦外にある者（世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住する者を除く。）
- 二 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の者
- 三 刑事休職者
- 四 無給休職者
- 五 停職者
- 六 専従休職者
- 七 育児休業職員
- 八 配偶者同行休業職員

2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当に関し必要な事項は、別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

第33条の2 第14条、第14条の2、第16条、第17条、第20条及び第21条の規定は、第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

（休職者の給与）

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤途上による傷病により就業規則第11条第1項第1号により休職された場合には、その休職の期間中、これに給与（本給及び諸手当をいう。）の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員任免規程（平成16年自機規程第34号。以下「任免規程」という。）第15条第1項第1号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が任免規程第15条第1項第2号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 任免規程第15条第1項第3号から5号に規定する期間については、給与を支給しない。

6 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休

職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、第2項に掲げる給与の100分の100を支給することができる。

7 職員が任免規程第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明（前項の所在不明を除く。）と認められるときは、第2項に掲げる給与の100分の70以内を支給することができる。

8 職員が第3項及び第4項により休職にされた場合におけるその休職中の給与については、機構が別に定める。

9 第2項から第4項までの規定による本給及び特別調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

10 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第31条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

（派遣職員の給与）

第35条 派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、次の各号に掲げるとおり、あらかじめ機構の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

一 派遣期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における職員の本給、扶養手当、特別調整手当及び住居手当の月額の合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（月額によらない場合は、月額に換算したもの）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額（派遣先機関から住居が無料で賃代されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とすることができる。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を 職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80

100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

二 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当，配偶者手当及び住居手当の月額とは，当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に，在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお，算出に当たっては，在勤基本手当の号の適用に関する規則（昭和62年外務省令第6号）の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職 本給表(一)	研究教育職 本給表
1号	9級以上	5級以上
2号	7級以上	5級以上 4-13以上
3号	6級以上	4級以上
4号	5級以上	4級以上
5号	4級以上	3-5以上
6号	3級以上	3級以上 2-13以上
7号	2級以上	2級以上
8号	1級以上	2級以上

[備考] 研究教育職本給表4-13以上とは，4級13号給以上を表す。

三 第1号の適用に当たって，給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし，この場合における換算は，当該職員の派遣の日の前日の為替相場によるものとする。ただし，第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は，7日前程度までの為替相場とすることができる。

四 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は，当該更新の日を派遣の日とみなし，前号により再決定するものとする。

- 五 第1号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。ただし、特別の事情により変更する必要があると認められる場合は、あらかじめ協議するものとする。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると認められるときは、同項本文の規定にかかわらず、あらかじめ機構の承認を得て、当該職員に本給等のそれぞれ100分の70未満を支給すること又は給与を支給しないことができる。
- 3 派遣職員（前項に規定する職員を除く。）の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当である（第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合）ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者（職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。）に対して支払うことができる。
- 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
- イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号俸並びに扶養親族の数及び続柄等
 - ロ 派遣先の機関の名称及び所在地
 - ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（月額によらない場合は、月額に換算したもの）
 - ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由
 - ホ その他参考となる事項（独立行政法人国際協力機構を経由する場合には、その旨を明記すること。）
 - ヘ 給与の支払いをあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出（育児休業者の給与）
- 第36条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。

四 職員が部分休業（育児休業等規程第15条に規定する部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

五 前4号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業者の給与）

第37条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程（平成16年自機規程第7号）により介護休業等をする職員の給与については、第38条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（配偶者同行休業者の給与）

第37条の2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員配偶者同行休業規程（平成26年自機規程第97号）により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるところとする。

一 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該配偶者同行休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。

2 前項に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第38条 職員が勤務しないときは、勤務時間、休暇等規程第5条の2第1項に規定する超勤代休時間、就業規則第24条の規定による休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（本給の半減）

第39条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病

気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(減給)

第40条 就業規則第41条第1項第2号に規定する減給は、平均賃金(算定すべき事由の発生した日(減給の意思表示が職員に到達した日)以前3箇月間における職員の平均賃金をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日から遡って暦日の3箇月について算定する。)に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は、先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間
- 五 機構の責めに帰すべき事由により休職した期間

- 2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労基法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、期末手当、勤勉手当等臨時に支払われた給与については給与総額には含まない。

- 3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

- 4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(日割計算)

第41条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇級等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。

- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前4項の規定は、管理職手当、特別調整手当、本給の調整額、初任給調整手当の支給について準用する。

(端数計算)

第42条 第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第36条から第38条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第43条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第45条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると機構が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。
- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇級又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に規定する衛生管理者手当については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた

職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員（切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
 - 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及び経過期間（機構の定める職員にあっては、機構の定める期間）に応じて附則別表第4に定める号給
 - 二 旧級が一般職本給表（一）の1級である職員又は旧級が一般職本給表（二）の3級である職員のうち旧本給月額が旧級に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられていないもの 別に定める号給
 - 三 旧本給月額が附則別表第5に掲げられている職員 新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号給
 - 四 新級が一般職本給表（一）の10級となる職員のうち旧本給月額が附則別表第5に掲げられていないもの 新級の15号給
 - 五 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給

月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行する附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

本給表	級	号給
一般職（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職（二）	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究教育職	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

- 8 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 9 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第9条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 3 改正後の給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1項の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、機構が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動があった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第31条第2項の規定の適用については、第31条第2項表（1）上段「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第39条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下「本給月額減額基礎額」という。））
 - 二 特別調整手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する特別調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する特別調整手当の月額）
 - 三 広域異動手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - 四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項（2）表に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項（2）表に定める加算割合を乗じて得た額（同項（3）表に定める職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額と同項（3）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（1）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る

る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第２項（２）表に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（１）表に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項（４）表に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額（第３１条第２項（２）表に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第２項（２）表に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項（２）表に定める加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項（３）表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る機構が別に定める基準に従って定める成績率を乗じて得た額）

六 第３４条第１項から第４項まで又は第６項及び第７項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第３４条第１項 前各号に定める額

ロ 第３４条第２項、第４項、第６項又は第７項 第一号及び第三号から第五号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第３４条第３項 第一号並びに第三号及び第四号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	６級

研究教育職本給表	5級
----------	----

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条から第25条まで又は第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額に155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額合計額に155で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第9条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号級数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第7項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下「除外職員」という。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 4 平成25年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

5 平成26年4月1日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月19日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第14条の2、第17条及び第28条は、平成27年4月1日から適用する。

2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 平成27年3月31日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

5 平成27年4月1日以前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第14条の2第1項第一項の規定の適用については、

同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び機構の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、機構の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（機構が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成23年4月1日から施行した改正規程の附則第3項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、機構の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の給与規程附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間における第22条第3項の規定による在勤基本手当の基準額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準額を適用する。

在勤基本手当の基準額

名称	国, 地域	1号	2号	3号	4号	5号
国立天文台ハワイ観測所	アメリカ合衆国, ホノルル	円 489,000	円 425,200	円 361,400	円 318,900	円 276,400
国立天文台チリ観測所	チリ共和国, サンティアゴ	556,100	483,600	411,100	362,700	314,300
国立天文台TMT推進室(パサデナ)	アメリカ合衆国, ロサンゼルス	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、改正後の第33条の2の規定については、平成26年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。ただし、改正後の第12条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項第1号から第3号までに掲げる別表第1から別表第3まで及び第13条並びに第30条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第12条第3項の規定に定める扶養手当の額は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、第12条第1項ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第12	改正後の第	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
---------	-------	---------	---------	---------

条第2項各号に掲げる扶養親族	12条に定める者	1日から平成30年3月31日まで	1日から平成31年3月31日まで	1日から平成32年3月31日まで
第1号	一般職 (一) 9級以上職員 (改正後の第12条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職 (一) 8級職員等 (改正後の第12条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般職 (一) 9級以上職員	8,000円	10,000円	10,000円
	一般職 (一) 8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般職 (一) 9級以上職員	6,500円	6,500円	3,500円

	一 般 職 (一) 8 級 職員等	6, 5 0 0 円	6, 5 0 0 円	3, 5 0 0 円
	それ以外の 者	6, 5 0 0 円	6, 5 0 0 円	6, 5 0 0 円

4 改正後の第12条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。

一 改正後の第12条第2項第2号 10, 000円

二 改正後の第12条第2項第3号から第6号まで 9, 000円

5 改正後の第12条第5項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構に届け出なければならない。</p> <p>一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。</p> <p>三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該</p>

	<p>当する場合を除く。)</p> <p>四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。)</p>
平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構に届け出なければならない。</p> <p>一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。</p>

6 改正後の第12条第6項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親</p>

	<p>族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>
--	--

7 改正後の第12条第7項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当</p>

	<p>を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p>

	<p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級以上職員等（一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員のことをいう。以下同じ。）が一般職（一）8級以上職員等以外の職員となった場合</p> <p>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級以上職員等以外の者が一般職（一）8級以上職員等となった場合</p> <p>五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
--	---

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、改正後の第22条第3項の規定（国立天文台チリ観測所に係る部分を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 一般職本給表(一)(新)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

別表第2 一般職本給表(二)(新)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

別表第3 研究教育職本給表(新)

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100
9	187,000	229,300	293,900	343,300	422,900
10	189,800	231,700	296,400	346,300	425,400
11	192,500	234,100	298,800	349,400	427,800
12	195,200	236,500	301,400	352,700	430,100
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800
21	212,800	260,300	320,300	373,800	449,900
22	214,700	263,300	322,800	375,900	452,200
23	216,600	266,200	325,400	378,000	454,600
24	218,500	269,100	328,200	380,000	456,900
25	220,500	271,900	330,300	381,700	458,900
26	222,600	274,500	332,500	383,500	461,100
27	224,700	277,000	334,700	385,400	463,200
28	226,800	279,700	337,200	387,300	465,400
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700
39	247,800	305,000	360,800	405,700	488,600
40	249,500	306,700	362,700	407,200	490,500
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000
45	257,300	312,100	372,100	414,500	499,900
46	258,800	313,200	373,900	416,100	501,700
47	260,400	314,100	375,500	417,500	503,500
48	261,800	315,200	377,300	419,100	505,400
49	263,300	316,200	379,000	420,500	507,100
50	264,100	317,300	380,600	421,800	508,800
51	264,800	318,200	382,400	423,100	510,600
52	265,700	319,100	384,100	424,400	512,500
53	266,500	320,300	385,300	425,100	514,100
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700
55	268,300	322,400	388,200	427,000	517,400
56	269,200	323,400	389,800	427,900	519,000
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400
61	274,300	328,600	396,700	432,400	525,600
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600
63	276,200	330,700	399,600	434,300	527,600
64	277,100	331,800	401,100	435,400	528,600
65	278,100	332,700	402,100	436,300	529,200
66	279,000	333,800	403,200	437,300	530,100
67	280,100	334,600	404,200	438,300	531,000
68	281,200	335,700	405,300	439,200	531,900
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800
73	286,400	340,200	409,600	444,100	535,500
74	287,500	341,200	410,500	445,000	536,000

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800
76	289,600	343,200	412,100	446,900	537,400
77	290,300	344,200	412,800	447,700	537,900
78	291,300	345,200	413,300	448,200	538,500
79	292,300	346,100	413,700	448,900	539,100
80	293,200	347,000	414,100	449,500	539,700
81	294,200	348,000	414,400	450,300	540,300
82	295,100	349,000	414,800	451,000	
83	296,000	350,000	415,100	451,300	
84	296,900	351,000	415,500	451,900	
85	297,300	351,600	415,800	452,300	
86	298,100	352,200	416,200	452,700	
87	298,900	352,800	416,600	453,100	
88	299,800	353,400	417,000	453,400	
89	300,700	354,000	417,300	453,700	
90	301,300	354,400	417,700	454,000	
91	302,000	354,800	418,100	454,500	
92	302,600	355,300	418,400	454,800	
93	303,200	355,800	418,700	455,100	
94	303,900	356,200	419,100	455,400	
95	304,600	356,700	419,400	455,700	
96	305,300	357,200	419,700	456,000	
97	305,500	357,800	420,000	456,300	
98	306,000	358,300	420,400	456,800	
99	306,500	358,700	420,700	457,100	
100	307,000	359,200	421,000	457,400	
101	307,300	359,600	421,300	457,700	
102	307,700	360,100	421,700		
103	308,000	360,400	422,000		
104	308,600	360,900	422,300		
105	309,000	361,400	422,600		
106	309,400	361,800	423,000		
107	309,700	362,300	423,300		
108	310,100	362,800	423,600		
109	310,300	363,200	423,900		
110	310,700	363,700	424,200		
111	311,100	364,200	424,500		
112	311,500	364,600	424,800		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
113	311,800	365,000	425,100		
114	312,200	365,400	425,400		
115	312,500	365,900	425,700		
116	312,800	366,300	426,000		
117	313,100	366,700	426,200		
118	313,500	367,100			
119	313,900	367,600			
120	314,300	368,000			
121	314,500	368,300			
122	314,700	368,700			
123	315,000	369,200			
124	315,300	369,500			
125	315,600	369,900			
126	315,800	370,400			
127	316,100	370,900			
128	316,500	371,300			
129	316,800	371,700			
130	317,100	372,200			
131	317,500	372,700			
132	317,700	373,200			
133	317,900	373,700			
134	318,200	374,200			
135	318,500	374,700			
136	318,700	375,200			
137	319,000	375,700			
138	319,200	376,200			
139	319,500	376,700			
140	319,800	377,200			
141	320,100	377,700			
142	320,500				
143	320,900				
144	321,300				
145	321,500				
146	321,900				
147	322,200				
148	322,600				
149	322,800				
150	323,200				
151	323,500				

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
152	323,900				
153	324,100				
154	324,500				
155	324,900				
156	325,300				
157	325,500				

別表第4 研究教育職本給年俸表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
1	1,920,000	2,400,000	3,120,000	3,720,000	4,800,000
2	2,040,000	2,520,000	3,240,000	3,840,000	4,920,000
3	2,160,000	2,640,000	3,360,000	3,960,000	5,040,000
4	2,280,000	2,760,000	3,480,000	4,080,000	5,160,000
5	2,400,000	2,880,000	3,600,000	4,200,000	5,280,000
6	2,520,000	3,000,000	3,720,000	4,320,000	5,400,000
7	2,640,000	3,120,000	3,840,000	4,440,000	5,520,000
8	2,760,000	3,240,000	3,960,000	4,560,000	5,640,000
9	2,880,000	3,360,000	4,080,000	4,680,000	5,760,000
10	3,000,000	3,480,000	4,200,000	4,800,000	5,880,000
11	3,120,000	3,600,000	4,320,000	4,920,000	6,000,000
12	3,240,000	3,720,000	4,440,000	5,040,000	6,120,000
13	3,360,000	3,840,000	4,560,000	5,160,000	6,240,000
14	3,480,000	3,960,000	4,680,000	5,280,000	6,360,000
15	3,600,000	4,080,000	4,800,000	5,400,000	6,480,000
16	3,720,000	4,200,000	4,920,000	5,520,000	6,600,000
17	3,840,000	4,320,000	5,040,000	5,640,000	6,720,000
18	3,960,000	4,440,000	5,160,000	5,760,000	6,840,000
19	4,080,000	4,560,000	5,280,000	5,880,000	6,960,000
20	4,200,000	4,680,000	5,400,000	6,000,000	7,080,000
21	4,320,000	4,800,000	5,520,000	6,120,000	7,200,000
22	4,440,000	4,920,000	5,640,000	6,240,000	7,320,000
23	4,560,000	5,040,000	5,760,000	6,360,000	7,440,000
24	4,680,000	5,160,000	5,880,000	6,480,000	7,560,000
25	4,800,000	5,280,000	6,000,000	6,600,000	7,680,000
26	4,920,000	5,400,000	6,120,000	6,720,000	7,800,000
27	5,040,000	5,520,000	6,240,000	6,840,000	7,920,000
28	5,160,000	5,640,000	6,360,000	6,960,000	8,040,000
29	5,280,000	5,760,000	6,480,000	7,080,000	8,160,000
30	5,400,000	5,880,000	6,600,000	7,200,000	8,280,000
31	5,520,000	6,000,000	6,720,000	7,320,000	8,400,000
32	5,640,000	6,120,000	6,840,000	7,440,000	8,520,000
33	5,760,000	6,240,000	6,960,000	7,560,000	8,640,000
34	5,880,000	6,360,000	7,080,000	7,680,000	8,760,000
35	6,000,000	6,480,000	7,200,000	7,800,000	8,880,000
36	6,120,000	6,600,000	7,320,000	7,920,000	9,000,000
37	6,240,000	6,720,000	7,440,000	8,040,000	9,120,000

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額	本給年額
	円	円	円	円	円
38	6,360,000	6,840,000	7,560,000	8,160,000	9,240,000
39	6,480,000	6,960,000	7,680,000	8,280,000	9,360,000
40	6,600,000	7,080,000	7,800,000	8,400,000	9,480,000
41	6,720,000	7,200,000	7,920,000	8,520,000	9,600,000
42	6,840,000	7,320,000	8,040,000	8,640,000	9,720,000
43	6,960,000	7,440,000	8,160,000	8,760,000	9,840,000
44	7,080,000	7,560,000	8,280,000	8,880,000	9,960,000
45	7,200,000	7,680,000	8,400,000	9,000,000	10,080,000
46	7,320,000	7,800,000	8,520,000	9,120,000	10,200,000
47	7,440,000	7,920,000	8,640,000	9,240,000	10,320,000
48	7,560,000	8,040,000	8,760,000	9,360,000	10,440,000
49	7,680,000	8,160,000	8,880,000	9,480,000	10,560,000
50	7,800,000	8,280,000	9,000,000	9,600,000	10,680,000
51	7,920,000	8,400,000	9,120,000	9,720,000	10,800,000
52		8,520,000	9,240,000	9,840,000	10,920,000
53		8,640,000	9,360,000	9,960,000	11,040,000
54		8,760,000	9,480,000	10,080,000	11,160,000
55		8,880,000	9,600,000	10,200,000	11,280,000
56		9,000,000	9,720,000	10,320,000	11,400,000
57		9,120,000	9,840,000	10,440,000	11,520,000
58		9,240,000	9,960,000	10,560,000	11,640,000
59		9,360,000	10,080,000	10,680,000	11,760,000
60			10,200,000	10,800,000	11,880,000
61			10,320,000	10,920,000	12,000,000
62			10,440,000	11,040,000	12,120,000
63			10,560,000	11,160,000	12,240,000
64				11,280,000	12,360,000
65					12,480,000
66					12,600,000
67					12,720,000
68					12,840,000
69					12,960,000
70					13,080,000
71					13,200,000
72					13,320,000
73					13,440,000

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧級	新級
一般職本給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
		1 0 級
一般職本給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の1級から10級である職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			

旧号給	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
23	3月未満		85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満		86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満		87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満		88	88	76	96	76	69
	12月以上		89	89	77	97	77	69
24	3月未満		89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満		90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満		91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満		92	92	78	100	80	
	12月以上		93	93	79	101	81	
25	3月未満		93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満		94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満		95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満		96	96	80	104	84	
	12月以上		97	97	81	105	85	
26	3月未満		97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満		98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満		99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満		100	100	84	108	88	
	12月以上		101	101	85	109	89	
27	3月未満		101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満		102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満		103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満		104	104	86	112	92	
	12月以上		105	105	87	113	93	
28	3月未満		105	105	87	113		
	3月以上6月未満		106	106	87	114		
	6月以上9月未満		107	107	88	115		
	9月以上12月未満		108	108	88	116		
	12月以上		109	109	89	117		
29	3月未満		109	109	89	117		
	3月以上6月未満		110	110	90	118		
	6月以上9月未満		111	111	91	119		
	9月以上12月未満		112	112	92	120		
	12月以上		113	113	93	121		
30	3月未満		113	113	93	121		
	3月以上6月未満		114	114	93	122		
	6月以上9月未満		115	115	94	123		
	9月以上12月未満		116	116	94	124		
	12月以上		117	117	95	125		
31	3月未満		117	117	95	125		
	3月以上6月未満		118	118	95	126		
	6月以上9月未満		119	119	96	127		
	9月以上12月未満		120	120	96	128		
	12月以上		121	121	97	129		
32	3月未満		121	121				
	3月以上6月未満		121	122				
	6月以上9月未満		121	123				
	9月以上12月未満		121	124				
	12月以上		121	125				
33	3月未満			125				
	3月以上6月未満			126				
	6月以上9月未満			127				
	9月以上12月未満			128				
	12月以上			129				

ハ 旧級が研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
34	3 月未満	129	129			
	3 月以上 6 月未満	130	130			
	6 月以上 9 月未満	131	131			
	9 月以上 12 月未満	132	132			
	12 月以上	133	133			
35	3 月未満	133				
	3 月以上 6 月未満	134				
	6 月以上 9 月未満	135				
	9 月以上 12 月未満	136				
	12 月以上	137				
36	3 月未満	137				
	3 月以上 6 月未満	138				
	6 月以上 9 月未満	139				
	9 月以上 12 月未満	140				
	12 月以上	141				
37	3 月未満	141				
	3 月以上 6 月未満	142				
	6 月以上 9 月未満	143				
	9 月以上 12 月未満	144				
	12 月以上	145				
38	3 月未満	145				
	3 月以上 6 月未満	146				
	6 月以上 9 月未満	147				
	9 月以上 12 月未満	148				
	12 月以上	149				

附則別表第3 号給の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧号給	新 級		
	経過期間		
1	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
2	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
3	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
4	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
5	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
6	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	1	10級
	6月以上9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
7	3月未満	1	10級
	3月以上6月未満	2	10級
	6月以上9月未満	3	10級
	9月以上12月未満	4	10級
	12月以上	5	10級
8	3月未満	5	10級
	3月以上6月未満	6	10級
	6月以上9月未満	7	10級
	9月以上12月未満	8	10級
	12月以上	9	10級
9	3月未満	9	10級
	3月以上6月未満	10	10級
	6月以上9月未満	11	10級
	9月以上12月未満	12	10級
	12月以上	13	10級
10	3月未満	13	10級
	3月以上6月未満	14	10級
	6月以上9月未満	15	10級
	9月以上12月未満	16	10級
	12月以上	17	10級
11	3月未満	17	10級
	3月以上6月未満	18	10級
	6月以上9月未満	19	10級
	9月以上12月未満	20	10級
	12月以上	21	10級

旧号給	新 級		
	経過期間		
12	3月未満	21	10級
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第4 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員以外の職員の新号給

イ 一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	365,400 円	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2 級	278,600 円	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4 級	326,100	129	130	131	132	133
5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ハ 研究教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1 級	355,500 円	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2 級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3 級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5 級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

附則別表第5 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新 級					
580,300 円	9 級	37	38	39	40	41
	10 級	14	14	15	15	15